

令和5年3月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年3月29日(水) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕      1番委員 大谷 和弘      2番委員 本間 倫子  
3番委員 山縣 知子      4番委員 小林 晃彦

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 市川均、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 瀧本幸次、教育総務課参事 小林秀智、教育総務課参事 石澤克明、学校教育課長 牧井創、学校教育課参事 水澤一彦、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 宮崎英紀、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 吉田正典、高田幼稚園長 中嶋賢一、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレンプラザ館長 岩野 俊彦、高田図書館長 小暮ひろ子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 渡辺富士雄、青少年健全育成センター所長 曾我茂樹、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英

事務局 教育総務課副課長 加藤弘之、教育総務課副課長 佐藤晴美、企画係長 小酒井洋平、企画係主事 八木春佳

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

- 議案第10号 上越市第3次総合教育プランの策定について
- 議案第11号 上越市教育委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規則の廃止について
- 議案第12号 上越市教育委員会事務決裁規程及び上越市立小・中学校文書管理規程の一部改正について
- 議案第13号 上越市教育委員会組織規則の一部改正について
- 議案第14号 上越市学校適正配置審議会委員の委嘱について
- 議案第15号 上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について
- 議案第16号 上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 議案第17号 上越市社会教育委員の委嘱について
- 議案第18号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 上越市白山会館運営委員会委員の解任について
- 議案第20号 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の解任について
- 議案第21号 上越市立図書館協議会委員の解任について
- 議案第22号 上越市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第23号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長開会宣言 午後2時

会議録署名委員の指名 本間 倫子 委員

|         |  |
|---------|--|
| 教 育 長   | 議案第 10 号上越市第 3 次総合教育プランの策定について、説明を求める。   |
| 教育総務課長  | <p>令和 5 年度から 12 年度までの 8 年間の計画期間とする上越市第 3 次総合教育プランを策定するものである。</p> <p>上越市第 3 次総合教育プランは、上越市第 2 次総合教育プランの点検・評価を踏まえ、昨年 12 月に策定された上越市第 7 次総合計画における政策の方針及び政策展開の方向性との整合を図るとともに、同年 7 月に策定した上越市教育大綱「わくわくを未来へ」における教育施策の理念を反映した具体的な取組として策定したものである。</p> <p>策定の経過として、教育委員会内部における検討の後、教育関係団体及び学識経験者の意見をお聴きした上で、パブリックコメントを実施し、市民の意見を取り入れながら検討を進めてきた。このたび、全編にわたって記述を精査し、参考資料として巻末に用語解説及び策定経過の記述を加え、提案するもの。</p>  |
| 教 育 長   | 議案について意見、質問を求める。   |
| 小 林 委 員 | <p>第 3 次総合教育プランについての意見ではないが、次の総合教育プランを見据えて、今から研究を始めるとよいと思う。</p> <p>P D C A のサイクルで、これまでの柱に基づいて成果と課題を取り上げ、それを改善する方向で同じ柱で内容を盛り込んでいくと、時代や社会の進展に応えきれない面が出てくるのではないかと危惧される。</p> <p>最近では、これからの社会を見据え、グローバル社会に対応する人材育成やイノベーションを担う人材育成が必要になってくるという考え方が、国内、国際的にも共通認識とされており、そこから必要な柱、目標が導き出されている。そういったことを踏まえながら、どういう柱立てがよいのかを考えていく必要があると思う。</p> <p>第 3 次総合教育プランの体系そのものは、第 7 次総合計画の柱と関連させているので、総合計画を作るときの柱立てについても、今から研究を始めたかどうかと考えている。</p> <p>新しい時代のことばかりではなく、例えば、プラン 1 の取組 1 が「学力向上の推進」、取組 2 が「特色ある学校教育の推進」とあるが、本当にこの 2 本立てで、市の学校教育の政策的な事業を指し示すことができるのかといったこと等、早いうちから検討を進めていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>教育委員会の中で一生懸命に審議、作成してきた第 3 次総合教育プランについては、十分それが機能し、成果が上がることを期待しているが、新しい時代に即応した中身は何なのかということも考えていくとよいのではないかと考えている。</p> |
| 教 育 長   | ご意見として受け止める。   |
| 本 間 委 員 | 第 3 次総合教育プランの中には耳慣れない言葉がたくさん出てくるので、今回、用語解説がついたことはとてもよいと思う。28 ページの「基礎的環境整備」「合理的配慮」という言葉についても、用語解説に加えていただきたい。  |
| 教 育 長   | ご指摘いただいたことをしっかりと反映させたいと思う。   |
| 小 林 委 員 | 市のホームページのトップページから第 2 次総合教育プランや教育大綱を探しても、なかなかたどり着けない。こういった計画や大綱に値するものを、教育委員会のページから容易に探せるようにすることが課題だと思う。   |
| 教 育 長   | <p>いくつかご指摘をいただいたので、反映できる部分はしっかりと反映していきたいと思う。</p> <p>委員のご指摘のとおり、次期総合教育プランを見据えて、同時並行で研究を行っていく必要がある。また、第 3 次総合教育プランを作成して終わりではなく、いかに実効性のあるものにしていくのかということは、これから力を入れていかなければならないところだと考えている。</p> <p>今後もいろいろな観点から、ご指摘、ご援助いただきたい。</p> <p>それでは、議案第 10 号について、ご承認いただけるか。</p>  |

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 11 号上越市教育委員会を実施機関とする上越市個人情報保護条例施行規則の廃止について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの規則廃止は、改正個人情報保護法が施行され、上越市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、その取扱いを規定する規則を廃止するものである。  
個人情報保護法の改正の要旨の一つとして、これまで国や地方公共団体ごとに異なっていた個人情報の取扱いを統一するものである。  
規則の施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日とする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 11 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 12 号上越市教育委員会事務決裁規程及び上越市立小・中学校文書管理規程の一部改正について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、議案第 11 号と同じく、改正個人情報保護の施行に伴うものである。  
主な改正内容としては、上越市教育委員会事務決裁規程の文言を整理するとともに、上越市立小・中学校文書管理規程で引用している「上越市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものである。  
規程の実施期日は令和 5 年 4 月 1 日とする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 12 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 13 号上越市教育委員会組織規則の一部改正について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、令和 5 年度における教育委員会の所掌事務に係る規定を整備するものである。  
主な改正内容としては、学校教育課の所掌事務に「平和学習に関すること」を加えるものである。これは、これまで共生まちづくり課の所掌事務であった「広島平和記念式典への中学生の派遣に関すること」を学校教育課で所管し、平和学習として一体的に行うためのものである。  
また、学校教育課の学事・庶務係と指導係の所掌事務を実態に合わせて整理するものである。  
規則の施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日とする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 13 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 14 号上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱について、説明を求め  
る。

教育総務課長 上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振  
興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置について検討するために設置してい  
るものである。

このたびの委嘱は、現在の委員が令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了を迎える  
ことから、上越市学校適正配置審議委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき、新たに  
10 人の委員の委嘱を行うものであり、任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月  
31 日までの 2 年間とする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 14 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 15 号上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について、説明を求  
める。

教育総務課長 上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るために設置し  
ているものである。

このたびの委嘱及び解任は、上越歯科医師会歯科医師の交代に伴うものであり、  
任期は前任者の残任期間の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 21 日までとする。

その他の解任については、PTA会長の交代及び、学校栄養教諭の長期休暇に伴  
うものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 15 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 16 号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、説明を求め  
る。

教育総務課長 上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規  
定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置するも  
のである。

このたびの委嘱は、現在の委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えること  
から、上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 2 条の規定に基づき、新たに 12  
人の委員の委嘱及び任命するものであり、任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3  
月 31 日までの 2 年間とする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 16 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第 17 号上越市社会教育委員の委嘱について、説明を求める。

教育総務課長

上越市社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や研究調査を行い、教育委員会に助言をすることを職務としている。

現在の社会教育委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えることから、上越市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、新たに 19 人の委員の委嘱を行うものであり、19 人のうち、1 人は公募による選出委員である。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 17 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第 18 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について、説明を求める。

教育総務課長

上越市立公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議することを職務としている。

このたびの委嘱は、上越市立公民館条例第 7 条の規定に基づき、上越市立公民館運営審議会委員の委嘱を行うものである。上越市立公民館運営審議会委員は、現在、社会教育委員と兼務としており、先ほどご審査いただいた議案第 17 号の上越市社会教育委員の委嘱と同じ委員を委嘱するものである。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 18 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第 19 号上越市白山会館運営委員会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長

上越市白山会館運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて、白山会館事業の企画及び運営に関し、必要と認める事項について審議する機関として設置しているものである。

このたびの解任は、上越市連合婦人会から推薦をいただいていた委員が、3 月 31 日をもって任期満了となることに伴うものであり、後任の委員については、令和 5 年 5 月 1 日付けで委嘱を予定している。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 19 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長

議案第 20 号上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の解任について、説明を求める。

|         |  |
|---------|--|
| 教育総務課長  | <p>上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置くこととしている。</p> <p>このたびの解任は、委員の退職に伴うものであり、後任の委員については、令和5年5月1日付けでの委嘱を予定している。</p>   |
| 教 育 長   | <p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>   |
| 教 育 長   | <p>それでは、議案第20号について、ご承認いただけるか。</p> <p><b>原案どおり承認</b></p>  |
| 教 育 長   | <p>議案第21号上越市立図書館協議会委員の解任について、説明を求める。</p>   |
| 教育総務課長  | <p>上越市立図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置しているものである。</p> <p>このたびの解任は、委員の退職に伴うものであり、後任の委員については、令和5年5月1日付けでの任命を予定している。</p>                                   |
| 教 育 長   | <p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>   |
| 教 育 長   | <p>それでは、議案第21号について、ご承認いただけるか。</p> <p><b>原案どおり承認</b></p>  |
| 教 育 長   | <p>議案第22号上越市スポーツ推進審議会委員の任命について、説明を求める。</p>   |
| 教育総務課長  | <p>上越市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条により市のスポーツ推進策に関する調査・審議を行い、多様化するニーズに対応したスポーツ活動につなげることを目的として設置しているものである。</p> <p>このたび任命は、現在の委員が本年3月31日をもって任期満了を迎えることから、新たに14人の委員を任命するものであり、任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とする。</p> |
| 教 育 長   | <p>議案について意見、質問を求める。</p>  |
| 大 谷 委 員 | <p>委員の委嘱全体に関して、ある程度継続的な議論が必要な審議会等の中で、充て職としてPTA連絡協議会の会長等が委員になっているものがあるが、充て職でいいのか。</p> <p>大事なことを決める会議に対して、会長でなければいけないということであれば、会長になった人が入るものだと思うが、1年で変わってしまう会長もいる。そういったところはどのように判断しているのか。</p>               |
| 教育総務課長  | <p>それぞれの委員の選出区分の中で、委員を委嘱、任命しており、会長でなければならぬということではない。しかし、委員を選出する団体側の判断により、会長が代表として就任している実態はある。</p>  |
| 大 谷 委 員 | <p>役員が1年ごとに変わってしまうことは、PTA連絡協議会側としても改革していかねばならない部分だと思う。こういった会議体に関して、会長ではなくなった後も、任期中はその会議体に出席する方がしっかりとした審議ができるのではないかと考えており、PTA連絡協議会で伝えたいと思う。</p>   |

教 育 長 事務検討の余地のある内容だと思うので、しっかりとすり合わせをして、継続性が必要であれば、そういったやり方も考えていきたい。  
それでは、議案第 22 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

教 育 長 議案第 23 号上越市教育委員会事務局職員の人事異動について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの人事異動は、市全体の方針として、職員が専門性を高め、やる気と働きがいを持って仕事に取り組むことができるよう、個々の職員の希望や適性等を総合的に勘案した上で、令和 5 年度からスタートする第 7 次総合計画に基づく取組を着実に推進するため、関係部課の機能強化に向けた人員配置を行ったものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

小 林 委 員 教員には、一つの学校で何年経つと異動対象になるという異動基準があるが、市にもそういった基準はあるのか。  
教育委員会の仕事は専門性が高く、職務や職務に関係する人的ネットワークの構築に時間をかけながら精通して、専門性を高めていくという面があると思う。  
あまり早い時期の異動には、そういった面で差し支えがあるのではないかと心配している。

教育総務課長 今年度は、組織機構の見直しも含め、人材育成をどのように進めていくかということ、人事改革プロジェクトとして取り組んでいる。その中で、若手の職員にいろいろな業務を経験してもらおうジョブローテーションの実施や、本人の特性などを考慮しながら、人事配置を検討するという方針が示されている。  
明確な基準については分からない。

小 林 委 員 市役所全体の中で、スペシャリストの養成とジェネラリストの養成のバランスをとっていかなければならないと思う。教育委員会の中で必要なスペシャリストとは何かということ踏まえながら、人事の長期的な見通しを立てていただきたいと思う。

教 育 長 教員であれば、年限や勤務地の区分といった基準があるが、今の市役所職員の中では公表されたものはないということによいのか。

教 育 部 長 今までは大体 3 年ぐらいが平均というような感覚があったが、市長も変わり、職員の専門性を高めるといった方向性も出てきているようなので、もう少し長くなるのではないかと考えている。明確な基準は我々に示されていない。  
今後は、そういった意見も機会をとらえて市長部局に伝えていきたいと考えている。

教 育 長 それでは、議案第 23 号について、ご承認いただけるか。

**原案どおり承認**

閉会宣言 午後 2 時 46 分

令和 5 年 4 月 19 日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 本間 倫子